

# 確認検査業務手数料〔宮城県内版〕

2021年1月 改定  
株式会社 東北建築センター

## 第一 建築物

(単位:円)

床面積の合計	確認審査				中間検査		完了検査		
	4号・特殊認定の建築物		左記以外の建築物		4号・特殊認定の建築物	左記以外の建築物	4号・特殊認定の建築物		
	構造計算無し	構造計算有り	構造計算無し	構造計算有り			省エネ適用なし	省エネ適用あり	
30㎡以内	8,000	18,000	15,000	25,000	14,000	18,000	14,000	18,000	21,000
30㎡超え 100㎡以内	18,000	28,000	25,000	35,000	22,000	28,000	《15,000》	《20,000》	《24,000》
100㎡超え 200㎡以内	28,000	48,000	36,000	56,000	30,000	40,000	22,000	28,000	33,000
200㎡超え 300㎡以内	38,000	68,000	45,000	75,000	40,000	50,000	《24,000》	《30,000》	《36,000》
300㎡超え 500㎡以内	38,000	88,000	45,000	95,000	40,000	50,000	30,000	40,000	48,000
500㎡超え 1,000㎡以内	68,000	148,000	68,000	148,000	66,000	70,000	《32,000》	《45,000》	《54,000》
1,000㎡超え 2,000㎡以内			95,000	195,000			42,000	52,000	62,000
2,000㎡超え 3,000㎡以内			145,000	265,000		140,000	《44,000》	《55,000》	《66,000》
3,000㎡超え 4,000㎡以内			175,000	315,000		170,000	42,000	52,000	62,000
4,000㎡超え 5,000㎡以内			200,000	360,000		200,000	《44,000》	《55,000》	《66,000》
5,000㎡超え 6,000㎡以内			230,000	410,000		218,000	70,000	75,000	90,000
6,000㎡超え 7,000㎡以内			270,000	470,000		235,000	《72,000》	《80,000》	《96,000》
7,000㎡超え 8,000㎡以内			300,000	520,000		252,000		127,000	152,000
8,000㎡超え 9,000㎡以内			330,000	570,000		269,000		《145,000》	《174,000》
9,000㎡超え 10,000㎡以内			360,000	620,000		290,000		160,000	192,000
10,000㎡超え 15,000㎡以内			410,000	690,000		340,000		《180,000》	《216,000》
15,000㎡超え 20,000㎡以内			460,000	760,000		390,000		190,000	228,000
20,000㎡超え			460,000	780,000		440,000		《210,000》	《252,000》

※2021年1月より、構造審査にかかるものの加算金額は第一表に統合して表示

\*9 《中間検査を実施しなかった場合の手数料》

## 第二 建築物(加算分)

(単位:円)

床面積の合計	加算する手数料			
	避難安全検証法	耐火・防火区画性能	限界耐力計算法 エネルギー法	天空率審査を要するもの
1,000㎡以内	40,000	40,000	40,000	5,000
1,000㎡超え	70,000	70,000	70,000	

## 第三 建築設備等・工作物

(単位:円)

区分		確認手数料	計画変更手数料	完了検査手数料	
昇降機・小荷物専用昇降機(型式部材等製造者認証を受けたもの)		15,000	下記参照(*3)	20,000	
上記以外のもの		20,000		24,000	
工作物	令138条第1項 (広告塔・铁塔・擁壁等)	高さかつ幅:10m以下		30,000	20,000
	高さかつ幅:20m以下	50,000		30,000	
	高さ又は幅:20m超	70,000		40,000	
令138条 第2項、第3項			個別相談による		

- \*1 建築場所が【宮城県内】である申請に限り適用します。
- \*2 建築面積のみが発生する場合には、建築面積を床面積と読み替え適用します。
- \*3 建築物の計画変更申請手数料は、変更の内容に応じて全体の床面積から算出する手数料に70%、50%、30%を掛けた額とします。  
なお、計画変更の内容が軽微な場合は個別相談によって手数料を算定します。  
ただし、敷地内への別棟の追加など床面積が増加する部分については、その部分の床面積の手数料を手数料算定面積とします。
- \*4 増築申請(計画変更を含む)等で既存不適格建築物への遡及適用がある場合(同一棟増築などは、当該遡及部分の床面積の1/2を加算した面積を手数料算定面積とします。
- \*5 用途変更、移転、大規模修繕及び大規模な模様替えの確認審査手数料は、申請部分の床面積を手数料算定面積とします。  
ただし、既存不適格建築物への遡及適用がある場合(同一棟増築などは、当該遡及部分の床面積の1/2を加算した面積を手数料算定面積とします。
- \*6 申請が複数棟である場合、2棟目以降の1棟ごとに、全体の申請対象面積から算出した手数料の20%を加算します。  
ただし、床面積の合計が500㎡を超え、棟毎の面積が200㎡を超えるもの(構造上の別棟を含む)についてのみ加算対象とします。
- \*7 当社で仮使用認定を受けた建築物の完了検査手数料は、床面積の合計から認定に係る部分の床面積を差し引いた床面積による額とします。
- \*8 当社で仮使用認定を受けた建築設備及び工作物の完了検査手数料は1/2とします。
- \*9 中間検査を実施しなかった場合の完了検査手数料は《 》書きで記すものとします。